

保護者等情報入力の質問について

【生徒が 18 歳未満で保護者が両親の場合】

- Q1.親権者はいますか。→「親権者はいます」を選択
Q2.親権者 2 名分の個人番号カードの写しや課税証明書等を提出することはできますか。
→「① できます」を選択

【生徒が 18 歳未満で保護者が一人親の場合】

- Q1.親権者はいますか。→「親権者はいます」を選択
Q2.親権者 2 名分の個人番号カードの写しや課税証明書等を提出することはできますか。
→「③ ②以外の理由により、1名分の個人番号カードの写しや課税証明書等を提出します」を選択

【保護者が祖父母や親戚等の場合、生徒が 18 歳以上(成人)の場合】

- Q1.親権者はいますか。→「親権者はいません」を選択
Q2.未成年後見人はいますか。→「いません」を選択
Q3.主たる生計維持者がいますか。→「います」を選択
Q4.主たる生計維持者の個人番号カードの写しや課税証明書等を提出することはできますか。→「できません」を選択

※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の親権者が 2 名(両親)の場合は、成人後の申請でも 2 名(両親)が「主たる生計維持者」となります。

【生徒が児童養護施設等に籍を置いている場合】

- Q1.親権者はいますか。→「親権者はいません」を選択
Q2.未成年後見人はいますか。→「いません」を選択
Q3.主たる生計維持者がいますか。→「いません」を選択
Q4.生徒本人の個人番号カードの写しや課税証明書等を提出することはできますか。→「できます」を選択

～保護者等に関する注意事項～

- ✓別居、単身赴任 ⇒ 親権者全員の収入状況を提出してください
(DV等のやむを得ない事情で提出が困難な場合は学校へご相談ください)
- ✓収入がない ⇒ 収入がない場合も個人番号の登録が必要です
- ✓生活保護を受けている ⇒ 生活保護関係情報の「受給あり」を選択してください
- ✓海外に在住している ⇒ 保護者情報の入力画面から「日本国内に住所を有していない」を選択してください
- ✓マイナンバーカードを所持していない・読み取れない ⇒ 個人番号を直接入力して提出ください
- ✓保護者等情報が「主たる生計維持者1名」又は「生徒本人」 ⇒ 生徒の健康保険証の写しを学校事務局へ提出してください

★その他のケース等、判断が難しい場合は学校事務局へお問い合わせください。